

<別紙1>

## 第三者評価結果報告書

① 第三者評価機関名

株式会社フィールズ

② 施設・事業所情報

名称：川崎市南部地域療育センター	種別：児童発達支援センター
代表者氏名：長 秀男	定員（利用人数）：（令和4年9月30日現在） 児童発達支援（福祉型） 定員 40名 （利用人数 117名） 医療型児童発達支援 定員 40名 （利用人数 5名） 児童発達支援（短時間療育）定員 10名 （利用人数 23名）
所在地：〒210-0806 川崎市川崎区中島3-3-1	
TEL：044-211-3181	ホームページ：http://kfj.or.jp/nanbu/
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 2014年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人川崎市社会福祉事業団	
職員数	常勤職員： 43名 非常勤職員 36名
専門職員	医師（嘱託医含む）： 15名 セラピスト（PT/OT/ST/CP）： 17名
	保育士（保持含む）： 21名 社会福祉士： 7名
	看護師： 4名 介護福祉士： 4名
	管理栄養士： 1名 精神保健福祉士： 2名
施設・設備の概要	通園クラス（ホール、兄弟児含む）/11 診察室/2
	訓練室/3 相談室/5
	検査室/5 事務室/2
	会議室/1 厨房/1
	防災関連 厨房関連
	聴力検査関連 訓練関連
	水治療室 等

③理念・基本方針

<p>○ 法人の基本理念</p> <p>①「充実した質の高いサービスの提供」：時代やニーズの変化を先取りしたサービス、地域の人々や利用者から信頼され選ばれるサービスの提供</p> <p>②「地域に根ざした施設運営」：福祉活動を通じて豊かな知己福祉社会の発展に寄与</p> <p>③「人材の確保・定着・育成」：福祉の生命線である人材の確保・定着・育成に全力をあげて取り組む</p> <p>④「法人の経営基盤の整備」：運営基盤④充実・人事管理体制の確立・多角的な事業経営への取組</p>
---

○ 施設の基本方針

・0歳から18歳までの全期間を通じ、障害のある児童及びその疑いのある児童を対象に、自立した生活と尊厳の保持の実現に向け、一貫した切れ目のない支援を行います。

・地域リハビリテーションの基本理念である「地域性・総合性・専門性」にもとづき療育を提供します。

④施設・事業所の特徴的な取組

川崎市の幸区・川崎区にお住まいの、心身の発達に遅れや偏りのある、または何らかのご心配のある乳幼児・学童を対象に、相談及び診断・評価、訓練・療育まで総合的で一貫したサービスを行い、お子さんの健やかな成長・発達を促すお手伝いをします。

また、お子さんとご家族が家庭や地域で安心して過ごすことができるように地域の関係機関と連携して支援します。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年5月24日（契約日）～ 令和5年3月28日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（2018年度）

⑥総評

◇特長や今後期待される点

1)多様な研修による専門性の高いサービスの提供

質の高いサービス提供に向けて各専門職が組織内外の研修会への参加により専門性の向上に努め、法人の階層別研修、職種別研修、テーマ別研修、所内研修、外部派遣研修の充実を図っています。毎年市内4ヶ所の地域療育センターの、それぞれ通園、地域支援、外来診療各部門から多職種の職員が参加して合同の研修会を開催しています。また園内研修では通園部門の全7クラスが毎月交替で主催する形式で、てんかんや障害などクラスの特徴を踏まえたテーマによる研修や、職員役、子ども役などを体験するロールプレイ研修などを実施しています。園長を助言者とし、午後の1時間を使って、クラスを越えたグルーピングによる意見交換等を通じて、職員のスキルアップとチームワークの醸成に努めて支援を行っています。

2)指定管理者として事業運営による支援の継続

川崎市南部地域療育センターは、川崎市立川崎高等学校・附属中学校と合築で公共施設として建設され、現在は川崎市社会福祉事業団が指定管理者として選定され、事業運営に当たっています。川崎市にある4つの地域療育センターの一つであり、子どもと家族が地域で安心して過ごすことができるよう関係機関と連携して支援をしています。療育の専門機関として、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、保育士、ソーシャルワーカー等の専門スタッフを配して、地域支援、外来診療、通園の部門があり、部門を越えた他職種連携によって質の高いサービスを提供しています。サービスの質の確保のため、自己評価、家族による評価、川崎市による評価を実施、さらに第三者評価を受審して経営・業務の改善につなげています。評価の結果は法人ホームページで公表しており、事業運営の透明性の確保にも心がけています。

3)理念・基本方針周知の期待

理念や基本方針を職員や利用者・家族へ周知するための継続的な取組が不十分です。理念は福祉サービスの提供や経営の前提となるものであり、基本方針は、理念に基づ

いて利用者に対する姿勢や地域との関わり方、組織が持つ機能を示す重要なものです。折に触れ研修や会議で取り上げたり、事業所内に掲示するなどの工夫が求められます。

#### 4)管理者の役割と責任の明確化への期待

管理者は、施設の運営・管理に関しての方針と取組を職員に説明しています。職員の年度目標設定の際は、職員に組織目標を踏まえた適切な目標設定ができるように指導力を発揮しています。しかし、自らの役割と責任の明確化に向けた取組が十分なものとはなっていません。管理者の役割と責任を職務分掌等の文書化により明確化することや、会議や研修で管理者自ら表明することなどの対応が望まれます。また、非常時における管理者不在時の権限委任について文書化する等の明確化も重要です。

#### ⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価の目的が、利用者・ご家族や、外部からより高く評価されるためには何をすべきか判断してもらうためと聞いておりました。

今回B評価が多かったことから、当たり前のはできているが、より高く評価されるためにはまだやるべきことが多い、と感じました。

しかしながら、全ての項目に対応しようとする大変な労力が必要と思われ、現状の職員の業務量から考えると過負担になることも予想されます。

今回の評価結果を職員間で共有し、優先順位をつけて対応すべき項目は何かを整理して、少しずつ対応項目を増やし、より高い評価を得られるようにしていきたいと思えます。

そのためには具体的に何をすればよいかという点もわかるため、第三者評価を受審した意義は大いにあると感じています。

#### ⑧第三者評価結果

別紙2のとおり